

「スリーアップ認証カード作成業務」に係る一般競争入札公告

山梨県産業政策部産業人材課（以下「産業人材課」という。）が発注するスリーアップ認証カード作成業務委託契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年3月12日

山梨県知事 長崎幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
スリーアップ認証カード作成業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年6月30日まで
- (4) 納入場所
産業人材課が指定する場所

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - ② 令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - ④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第124条第2項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿の登載者のうち認定種目（役務）が「印刷物の企画・編集」に登録されている者であること

3 山梨県物品等競争入札参加資格に係る認定種目の変更

(1) 申請の時期

令和8年3月23日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 添付書類受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 申請書等の提出方法

出納局管理課調度担当にあらかじめ連絡の上、申請は「やまなしくらしねっと」で行い、添付書類を持参により提出すること。

出納局管理課調度担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話055-223-1395

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

産業人材課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話055-223-1566

この公告の日から令和8年3月23日までの日の午前9時から午後5時まで一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年3月23日までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)に掲げる場所において直接交付する。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和8年4月3日 午前10時30分

② 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁別館3階産業政策部会議室

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

③ 規則第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

入札回数は2回を限度とし、2回目の入札においても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の協議を行う。

5 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

① 落札者が契約締結までの間に2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 産業人材課 電話055-223-1566

FAX055-223-1564

(FAXを送信した場合は、必ず電話連絡すること)